学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はないなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を改めて示します。(更新)



事 務 連 絡 令和4年3月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課各都道府県教育委員会専修学校主管課各都道府県教育委員会専修学校主管課各都道府県私立学校支援を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課各文部科学大臣所轄学校法人担当課構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育,食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について(更新)

学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)で 児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項については、令和4年2月2日付け事務連絡によりお知らせしたところです。

今般、本日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」でお知らせしているとおり、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡「B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(以下「厚生労働省事務連絡」という。)が発出されました。これにより、オミクロン株が主流である間は、当該株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、学校種によっては、当該学校において新型コロナウイルスの感染が確認された場合であっても、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は必ずしも実施されないこととなります。

具体的には、別紙事務連絡1 (2) のとおり、事業所等で感染者が発生した場合については、保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は必ずしも行う必要がないとする一方、別紙事務連絡1 (4) のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合については、「濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所

設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局(以下単に「児童福祉部局等」という。)が連携して、上記(2)又は(3)の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる」などとされています。

このことを受けて、上記の留意事項について更新し、改めて下記のとおりまとめました。各学校や学校設置者におかれては、<u>まず、当該学校に関する地域の自治体における</u> 濃厚接触者の特定等の取扱を確認していただき、その上で、本事務連絡を踏まえ、適切 な対応をお願いします。

なお、引き続き、学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。

記

以下の現行ガイドラインにおける対応についてそれぞれ以下のように取り扱うこと。 (波線部は前回示した留意事項からの更新部分。)

## 濃厚接触者等の特定関係

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「2. 濃厚接触者等の特定について] 学校で感染者が発生した場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、ガイドラインに示す基準を参考に<u>濃厚接触者</u>等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。



保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段濃厚接触者等 の候補者リストの作成を行う必要はない。

## 臨時休業の判断関係

(現行ガイドラインにおける対応)

[ガイドライン「3. <臨時休業の範囲や条件の例>」]

学校で感染者が発生した場合、<u>濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間(全体として概ね数日~1週間程度)、臨時休業を行うことが考えられる</u>。



保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はなく、感染状況等に応じ、直接【学級閉鎖】等に示す基準を参考に、臨時休業の検討をする。

保健所等による積極的疫学調査等が実施される学校の臨時休業の期間については、全体として概ね数日~5日程度(土日祝日を含む。)

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「3.【学級閉鎖】]]

- 〇以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、 学級閉鎖を実施する。
- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が 複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合



保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段③を考慮する 必要はない。

## (現行ガイドラインにおける対応)〔ガイドライン「3.【学級閉鎖】」〕

学級閉鎖の期間としては、<u>5~7日程度</u>を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、 児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。



5日程度(土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。)(その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。)

## (現行ガイドラインにおける対応)

(学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、特段記載がなかった。)



学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

<本件連絡先> 文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)